

板橋区ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業実施要綱

(令和5年4月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議設置要綱（平成9年8月25日区長決定）に基づき、ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、板橋区に住所を有する概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者とする。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りではない。

(事業内容)

第3条 名簿登録者の情報と名簿登録者が緊急連絡先に指定する者の情報を区の名簿に登録し、当該情報を区及び関係機関において共有することにより、日常の見守り活動及び緊急時における名簿登録者の安否確認や緊急連絡先への連絡に活用するものとする。

(関係機関への名簿の提供及び返還)

第4条 関係機関は次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 居住管内地域包括支援センター
- (2) 居住管内民生委員・児童委員
- (3) 所轄消防署
- (4) 所轄警察署

2 前条の名簿の提供を受けた関係機関は、区から当該名簿を回収する旨の連絡があった場合には、速やかに区に当該名簿を返還するものとする。

(登録情報)

第5条 登録情報の項目は、次の各号に掲げる項目とする。ただし、第8号に定める項目については、居住管内民生委員・児童委員に提供する名簿にのみ記載するものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 性別
- (6) 緊急連絡先
- (7) 高齢者福祉サービス等利用状況
- (8) 板橋区避難行動要支援者名簿への登録状況

(登録の申請)

第6条 本事業を利用しようとする者は、ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿登録申込書（別記様式第1号）により区長に申請し、区長は当該申請を受け、名簿に登録を行うものとする。

2 申請者は、区が対象者の介護保険・福祉サービス利用状況を確認し、及び前項の名簿に登録された情報を関係機関へ提供することに同意した上で、申請するものとする。この場合において、緊急連絡先に指定する者から、区及び関係機関への情報提供を認める旨の同意を得たうえで、申請するものとする。

(変更の申請)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿登録内容変更届(別記様式第2号)により、速やかに変更の申請をするものとする。

(1) 名簿登録者の情報が変更されたとき

(2) 緊急連絡先の情報が変更されたとき

2 申請者は、前項の規定による変更の申請を行うときは、区が変更後の登録情報を関係機関へ提供することについて同意したうえで、変更の申請をするものとする。この場合において、前項第2号の場合においては、緊急連絡先に指定する者から、区及び関係機関へ提供を認める旨の同意を得たうえで、変更の申請をするものとする。

(登録の抹消)

第8条 区長は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録を抹消できるものとする。

(1) 名簿登録者が死亡し、又は区外に転出したとき。

(2) 名簿登録者、又は関係者が登録の抹消を申し出たとき。

(3) 第2条に規定する本事業の対象者に該当しなくなったとき。

(4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、その他の本事業による見守りが不要な施設等に入所したとき。

(5) その他、名簿への登録が必要ないと区長が認めるとき。

2 前項第2号の場合においては、ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿登録取消届(別記様式第3号)により、登録の抹消を区長に申請するものとする

(個人情報の保護)

第9条 区及び名簿の提供を受けた関係機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年板橋区条例第54号)、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例(平成27年板橋区条例第56号)等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」登録申込書

板橋区長 宛

年 月 日

私は、板橋区の「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」への登録を下記のとおり申込みます。また、名簿への登録にあたり、個人情報について、以下の取り扱いに同意します。

- (1) 板橋区が、私の介護保険・福祉サービス利用状況を確認すること
- (2) 名簿に登録する情報を次の機関に提供すること

板橋区（おとしより保健福祉センター、福祉事務所）、おとしより相談センター、民生委員・児童委員、消防署、警察署

記

注意事項：ご本人は、緊急連絡先の方の氏名・住所等を名簿に登録して上記（2）の機関に提供することについて、緊急連絡先の方の了承を必ず得てください。

1 本人（申込者）

ふりがな 氏名		生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日
住 所	板橋区		
電 話		携 帯	

2 緊急連絡先

1	ふりがな 氏名：	続柄 ()	電話： 携帯：
	住所：		
2	ふりがな 氏名：	続柄 ()	電話： 携帯：
	住所：		

3 窓口届出者

<input type="checkbox"/> 申請者（本人） <input type="checkbox"/> 担当民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> その他（下記） （〒 - ）	
住所 _____	電話 _____
氏名 _____	続柄 _____

..... 区処理欄（以下は記入しないでください）.....

受 領

受 付	入 力	出力確認①	出力確認②
	/	/	/

「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」登録内容変更届

板橋区長 宛

年 月 日

板橋区の「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」に登録した内容に変更がありましたので、下記のとおり届けます。

記

1 本人（申請者）

ふりがな 氏 名：	明治・大正・昭和 年 月 日生
住 所：	

2 変更内容 ◆変更する項目に○印をつけ、以下に記入してください。

【本 人】 1 氏名 2 住所 3 電話番号		
【緊急連絡先】 1 新規追加 2 変更（氏名・住所・電話番号） 3 削除		
変更前	ふりがな 氏名： (続柄)	電話： 携帯：
住所：		
変更後	ふりがな 氏名： (続柄)	電話： 携帯：
住所：		

3 窓口届出者

<input type="checkbox"/> 申請者（本人） <input type="checkbox"/> 担当民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> その他（下記）	
（〒 - ）	
住所 _____	電話 _____
氏名 _____	続柄 _____

..... 区処理欄（以下は記入しないでください）

受 領

受 付	入 力	出力確認①	出力確認②
	/	/	/

「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」登録取消届

板橋区長 宛

年 月 日

板橋区の「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」への登録を取り消したく、下記のとおり届けます。

記

(1) 本人

氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日生

(2) 取消理由

- 1 家族と同居したため
2 施設等に入所したため
3 転出したため
4 その他

(3) 窓口届出者

Form with checkboxes for applicant type (本人, 担当民生委員, etc.), address, name, and phone number.

.....区処理欄(以下は記入しないでください).....

Table with 2 columns: 受, 領

Table with 4 columns: 受付, 入力, 出力確認①, 出力確認②